

服 部 事 務 所 だ よ り

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5

電 話 : 0859-33-8594 FAX :0859-33-8775

e - mail : hattori@sea.chukai.ne.jp <http://www.chukai.ne.jp/hattori/>

平成 20 年 7 月号



多くのご参加ありがとうございました

6 . 1 9 知っ得説明会を振り返って

感謝

忙しい平日の午後にも関わらず、会場一杯のご参加、ありがとうございます。また、当日諸般の事情で参加はされなかったけれど、心を寄せてくださった多くの方々に対し、お礼申し上げます。

本年度の説明会のテーマは大きく言って2つでした。

1つは、**労働契約**。もう一つは、**後期高齢者医療制度**。

米子は労働紛争多発地帯？

まず、**労働契約**について。

労働局に寄せられる個別労働紛争・相談事例が年間100万件という状況の下で、鳥取県でも多くの相談・申告が監督署等に寄せられています。米子労働基準監督署丸山署長さんによると、米子はその中でも特に多く、県内の約半数にのぼるということです。

予防のカギは労働契約

労働契約には3つの段階があります。

第1は、最初の契約。使用者と労働者が「こういう条件です」と合意すること。ここで互いに誤解がないようにすることが大切です。使用者は「労働条件通知書」を文書で示するのがいいでしょう。

第2は、契約の変更です。使用者が労働者にとって不利な内容に変更する場合、原則として労働者の合意が必要です。合意がなかなか得られない中で変更するには、労働者の不利益の程度 変更の必要性 内容の相当性 十分な説明等によって、合理的である必要があります。

第3は、契約の終了です。このときの紛争・相談が意外に多いのです。「どうせ辞める会社だから」「どうせ辞めていく社員だから」という狭い考えに立つことは厳禁です。いい会社、いい社員は、「辞める最後が大切」と考えるものです。「あの人は今までよく頑張ってくれた」「この会社で多くのことを学ぶことができたな」そう言えるようになりたいものです。

解決のカギは法令遵守

なんと言っても、法令を知ることがスタートです。この説明会を開催するようになったのも、

みんなで知って、みんなで賢くなろう、そういう趣旨からです。知らなければ法令遵守できるはずありません。

法律を知らず違法状態に陥り、結果として大変な結果を招いた会社の事例も数多くあります。

大切な3つの法律

労働契約法（新法・本年3月施行）

パートタイム労働法（改正・本年4月施行）

最低賃金法（改正・本年7月施行）

説明会でお話しましたように、これら3つは、ポイントを知っておいたほうがいい法律です。

後期高齢者医療制度（4月1日スタート）

2つ目のテーマは、**後期高齢者医療制度**。

今年4月からスタートした制度ですが、これほど評判の悪い制度も珍しいでしょう。

こういうふうに変えたらいいと、連日マスコミを通じて情報が入ってきますが、大切なのは、全体像を知ること 現在実施されている状況を知ることです。その上で、こう変える、ということができてきます。

対象者

- ・今まで、健康保険だった人、国民健康保険だった人等75歳以上全員＝約1300万人
- ・65歳～74歳で一定の障害のある人（選択制）

保険料

・保険料は平成20年4月支給年金から天引きスタート。（関連して、国保料も年金天引き）。
介護保険料は既に天引きされています

4月に支給される年金は2月分3月分、天引きされる保険料は4月分5月分

- ・年金額が月15,000円未満の人は直接自分で払います。

1年以上滞納し悪質者となると、（現在は75歳以上の保険証を取り上げることは禁止されている）保険証を返還し、「資格証明書」扱い＝窓口では医療費全額払い

- ・健康保険の被扶養者だった人（200万人）から徴収（2年間の移行措置）

20年9月までは均等割・所得割とも猶予。

21年3月までは均等割1割負担・所得割は猶予。

21年4月からは均等割半額徴収・所得割は猶予。

22年4月からは均等割・所得割とも全額徴収。

本当の比較は2年後

この4月から保険料は、上がった人が多いのか下がった人が多いのか、よく論議になりますが、今は下がった人が多くて当たり前。なぜなら、2年間は移行措置なので。本当の比較は2

年後に、ということです。

そうすると、2年後にはどうなるでしょう。

健康保険の被扶養者（200万人）だった人は今0円ですが、2年後には全額徴収（減免措置はありません）です。東京都は2年後に、平均で2万円保険料を上げることになっています。多くの広域連合でアップは必定です。

後期高齢者医療制度の前途は厳しいといわざるを得ません。

医療等の内容

内容については主な項目のみ列挙します。

- ・75歳以上は区別された診療報酬

後期高齢者診療料

糖尿病や高血圧などの慢性疾患外来診療に上限

後期高齢者退院調整加算

退院困難な要因がある後期高齢者に、病院が早期退院支援計画を立てれば医療機関に報酬が入る。

後期高齢者終末期相談支援料

がんなどで回復が難しいと判断された後期高齢者に対し、医療機関と患者・家族が話し合っ、入院させない、人工呼吸器をつけないなどの方針を決め、文書等にまとめれば、医療機関に報酬が入る。

- ・新しい健康審査（特定健康診査）制度対象者は40歳～74歳（75歳以上は努力義務＝地方自治体は財政難 対象外自費負担とされる可能性がでてくる。今年是全国で実施（鳥取県平成20年度は500円自己負担で実施。21年度は未定）
- ・74歳までに亡くなった場合支給される葬祭費が75歳以上は減額される場合も。本年度鳥取県は2万円に決定（健康保険の葬祭費は5万円）。
- ・健康保険の被保険者だった人は、傷病手当金がなくなる。

見直し急ピッチ

政府・与党は次々と見直し案を発表しています。「事務所便り」でもそのいくつかをお伝えしています。野党は廃止法案を提出しています。

今後ともよろしくお願いします

昨年の説明会では、5000万件の宙に浮いた年金問題が突然明らかになり、今年は後期高齢者医療制度が国民的関心事となり、テーマに加えました。

また、今年も、労働基準監督署署長様に講演いただき、労働契約について理解を深めることができました。質問もお二人からありました。

今年も、設問形式の労働問題をお示ししましたが、時間が少し足りませんでした。それでも、分かりやすかったと言って頂いたのは幸いです。

所員一同、顧客様のご要望に応えるべく

いっそう努力しますので、

今後ともよろしく願いいたします。

